デイサービスりゅうじん
地域密着型通所介護・予防給付型通所サービス
運　営　規　程

（事業の目的）

第１条　医療法人真正会が開設するデイサービスりゅうじん（以下「事業所」という。）が一体的に行う地域密着型通所介護事業、予防給付型通所サービス事業（以下単に「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員が、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な地域密着型通所介護、予防給付型通所サービス（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

２　事業所は、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に通所介護等を提供する。

３　事業所は、関係市区町村、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　デイサービスりゅうじん

（２）所在地　和歌山市北中島１丁目２番４号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者は職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、職員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

（２）生活相談員は、利用者及び家族に対する適切な相談・援助等を行うとともに、通所介護等の利用の申込に係る調整、他の職員と協力しての地域密着型通所介護計画及び予防給付型通所サービス計画の作成補助等の業務に従事する。

（３）機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための機能訓練、助言を行う。
（４）介護職員は、通所介護等における入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
（５）看護職員は、健康管理及び心身状態の把握を行う。

２　事業所に勤務する職員の員数は次のとおりとする。
（１）地域密着型通所介護及び予防給付型通所サービスの職員

管理者	１名
生活相談員	１名以上
機能訓練指導員	１名
介護職員	１名以上

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
（１）営　業　日　　：月曜日から土曜日まで（金曜日は除く）とし、
祝日も営業する。
ただし、１２月３１日から１月３日を除く。
（２）営　業　時　間　：８：３０～１７：３０
（３）サービス提供時間：
①地域密着型通所介護・予防給付型通所サービス
９：００～１６：３０

（通所介護等の利用定員）
第６条　通所介護等の利用定員は次のとおりとする。
（１）地域密着型通所介護、予防給付型通所サービス　１０名

（利用料等）
第７条　通所介護等を提供した際の利用料の額は次のとおりとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に記載のある割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
（１）地域密着型通所介護を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額とする。
（２）予防給付型通所サービスを提供した際の利用料の額は、和歌山市長が定める基準による額とする。

２　通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分１５㎞未満　３００円　片道15㎞以上　５００円とする。
３　利用者の希望により次の費用の支払いを受けるものとする。
（１）昼食代　　６００円（おやつ代を含む）
（２）おむつ代　１５０円、パット代５０円
（３）レクリエーションにかかる費用等は自己負担とする。
（４）日常生活費　別に定める利用料金表のとおりとする。
４　前２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
５　利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
６　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通所介護等の内容）
第８条　通所介護等の内容は、次のとおりとする。
（１）日常生活上の世話及び支援
（２）食事の提供
（３）入浴
（４）機能訓練
（５）レクリエーション
（６）健康チェック
（７）送迎
（８）相談

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
（１）地域密着型通所介護　　和歌山市
（２）予防給付型通所サービス　和歌山市

（衛生管理等）
第１０条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
２　事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講じる。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　職員は、通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第１２条　事業所は、消防計画及び風水害、土砂災害、地震災害等に対処するための災害対策計画を作成するとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者及び災害対策推進員を定め、消火、通報及び避難の訓練を年１回以上定期的に行う。

（相談・苦情に対する対応方針）

第１３条　事業所は、利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応する。

２　事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故に対する方針）

第１４条　事業所は、利用者に事故が生じた場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第１５条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①　虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者　管理者

②　成年後見制度の利用を支援します。

③　苦情解決体制を整備しています。

④　従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤　虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。

⑥　虐待の防止のための指針を作成します。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）
第１６条　事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、説明と同意を得てから身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身体拘束を行った日時、理由および態様等についての記録を行います。

緊急性　　直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
非代替性　身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
一時性　　利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

（地域との連携等）
第１７条　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
２　当事業所の行う地域密着型通所介護と地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る目的として、運営推進会議を設置する。
３　運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね６か月に１回以上開催する。
４　事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
５　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（その他運営についての留意事項）
第１８条　事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
（１）採用時研修　採用後１ヶ月以内
（２）継続研修　　年１回
２　職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持し、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。また、外部への情報提供を要する場合にあっては必要に応じ、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
３　職員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約に含め

るものとする。

4　事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から５年間、保管する。

5　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人真正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第１９条　利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

<table>
<tr><td rowspan="3">利用者アンケート調査、意見箱当利用者の意見等を把握する取り組みの状況。</td><td rowspan="2">1　あり</td><td>実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td>1　あり　　2　なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">②　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第三者による評価の実施状況。</td><td rowspan="3">1　あり</td><td>実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>評価機関</td><td></td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">②　なし</td></tr>
</table>

附則　　この規程は令和６年４月１日から施行する。